

出題のねらい

【1】古代中世、政治・文化の分野

東大寺大仏に着目し、奈良時代の仏教政策および鎌倉時代の仏教文化について基礎的な知識を問いました。

【2】近世、政治の分野

成立期の江戸幕府による大名統制と朝廷統制について、史料に即して理解しているかどうかを問いました。

【3】近現代、文化の分野

近現代における文化財危機と文化財保護に関わる動向を取上げ、近現代文化史の基礎知識を問いました。

平安時代の末、源平の争乱によって焼失した南都寺院の復興を推進したのは、後白河上皇です。上皇は重源を「大勧進」に任命し、源頼朝の協力のもと、大仏や諸堂の再建にあたりました。このとき再建された大仏殿や南大門は、大陸から伝わった「大仏様」と呼ばれる建築様式で建てられました。文治元年(1185)に大仏開眼供養が営まれ、建久元年(1190)には大仏殿が完成、建久6年(1195)に落慶法要が営まれました。建仁3年(1203)に再建事業が完成し、後白河上皇や源頼朝が列席のもと東大寺総供養が行われました。

【1】

【解答】(43点)

(1) 続日本紀	(3点)
(2) 東大寺	(3点)
(3) 聖武天皇	(3点)
(4) い	(3点)
(5) 国分寺建立の詔	(3点)
(6) 金光明(最勝王)経・法華経・ 仁王般若経など	(3点)
(7) わずか一束の草、一握の土でもよい、 それを持ち寄って、大仏の造立に 協力しようと呼び出すこと。	(10点)
(8) う	(3点)
(9) 源頼朝	(3点)
(10) い	(3点)
(11) 大仏様(天竺様)	(3点)
(12) 禅宗様(唐様)	(3点)

【解説】

聖武天皇は、度重なる政治不安や天災に対処するため、天平13年(741)、「国分寺建立の詔」を出しました。仏教の力で国家を守ろうとしたのです。国分寺は金光明四天王護国の寺、国分尼寺は法華滅罪の寺と呼ばれ、以後国家仏教の拠点となってゆきます。その2年後の天平15年(743)、聖武天皇は、その時都であった近江紫香楽宮で「大仏造立の詔」を出し、都が平城京にもどると、東大寺の本尊として大仏が作られることとなりました。

その大事業は、聖武天皇の意向によって、「知識」すなわち全国民の協力のもと推進されます。この時、物資や人手を集めるのに大きな力を発揮したのが行基でした。行基は都市民を集めて用水施設や交通施設をつくる活動をしていましたが、その能力が活用されたのです。

【2】

【解答】(37点)

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) a 1         |         |
| b 親藩            |         |
| c 譜代            |         |
| d 外様            |         |
| e 徳川家光          |         |
| f 参勤交代          |         |
| g 幕藩体制          |         |
| h 京都所司代         |         |
| i 武家伝奏          | (各2点×9) |
| (2) B 武家諸法度     |         |
| C 禁中並公家諸法度      | (各3点×2) |
| (3) イ→オ→エ→ウ→ア   | (4点)    |
| (4) (元和の) 一国一城令 | (3点)    |
| (5) 居城の無断修理     | (3点)    |
| (6) 紫衣          | (3点)    |

【解説】

江戸時代初期の幕府政治に関する設問です。この問題では、文章Aと史料B・Cを組み合わせることで、成立直後の幕府による大名と朝廷の統制を理解できているかを問いました。

文章Aは、幕府と大名・朝廷の基本的な関係について説明したものです。ここでは、江戸時代の政治体制を理解するうえで欠かせない基本的な用語を確認しています。史料Bは、幕府が諸大名を統制するために定めた武家諸法度の一節です。もう一方の史料Cは、朝廷を統制するために定めた禁中並公家諸法度の一節です。いずれも、大坂夏の陣で豊臣家を滅ぼした直後の1615年に定められました。

豊臣秀吉没後の主導権争いの末に、幕府は安定化を図って、新たな法令と職制を次々と決めました。単に出来事を覚えるだけでなく、戦乱状況がいかに関心を遂げるのか、その政治的な流れを把握しておくことが重要です。また、法令の名称だけでなく、史料に即してその内容を理解し、実際に法令がどのように運用されたのか確認しておいてください。

【3】

【解答】(20点)

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| a 神仏分離令 (神仏判然令) | b 廃仏毀釈  |
| c 興福            | d 東京美術  |
| e フェノロサ         | f 文化大革命 |
| g 太平洋           | h 法隆    |
| i 文化財保護         | j 文化庁   |
- (各2点×10)

【解説】

近代現代における文化財危機と文化財保護に関わる動向を取上げ、近代文化史の基礎知識を問いました。

文化財保護法は、文化財の保護を目的として1950年に制定公布された法律です。制定の契機となったのは、前年に起きた法隆寺金堂の火災でした。1949年1月26日午前7時のことです。出火元は電気座布団で、壁画の模写をしていた作業員が寒さをしのぐために使用していたものです。壁画の本体は焼失しましたが、その時の模写が現在、法隆寺金堂の壁にはめ込まれています。

文化財保護法は、議員立法によって制定され、「国宝」等の重要美術品や、史蹟・名勝・天然記念物、さらには無形文化財・埋蔵文化財・民俗資料などの保護をうたっています。行政機構としては、文部省外局として新しく文化財保護委員会を設け、国立博物館と国立文化財研究所を附属機関としました。

cは、直接には古代～近世に関わる事項、fは中国現代史に関わる事項ですが、日本近現代史との関連を理解する必要があります。abcは、明治初年の文化動向、fgは戦時における文化財の危機に関わる問題です。こうした事象が何故起こったのかを問いかけながら学ぶことが大切です。deijは、文化財保護に関わった人物と、制度について問いました。